

事前登録をしませんか？

➤ 岩国市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業とは？

認知症の症状などにより、外出したまま行方が分からなくなってしまった高齢者等を、地域の協力を得て早期に発見・保護するための取り組みです。

「警察に保護されたことがある」「自宅に戻れなくなる可能性がある」高齢者等の情報を市に事前登録しておくことで、行方不明が発生した際、より迅速な対応につながります。



➤ いつ登録したらいいの？

「まだ散歩から帰れるから大丈夫」「行方不明になったことはないから」「決まった場所にしか行かないから」と思っている、行方が分からなくなることは、ある日突然起きます。

登録の時期が早すぎるということはありません。万が一への備えとして、家族等が不安を感じた時など、早めの登録をご検討ください。

➤ 事前登録したらなにができるの？

● 岩国市認知症高齢者等位置情報提供事業の利用ができます

事前登録をした高齢者の家族等は、市が指定するGPS機器を利用した場合、費用の助成を受けることができます。

GPS機器は「鞆等に入れて持ち歩く携帯型」と「靴に取り付ける靴型」の2種類がありますので、持ち歩きやすさ等を踏まえて、ご検討ください。



● 警察署と早めに情報共有できます

登録された情報は、市、地域包括支援センター、警察署で共有されます。

行方不明になった時、警察署に「登録している」と伝えることで、捜索に役立つことがあります。



● 行方不明になった時、協力してくれる人が増えます

高齢者等が行方不明になった場合は、まず警察署へ相談に行ってください。

警察署からの支援要請を受け、市から協力事業者や市民に情報提供を行い、多くの方へ捜索への協力を呼びかけます。

◎協力事業者とは…

介護サービス事業所やスーパー等、日常の業務の中で捜索に協力したいと申し出があった事業所です。



事前登録するにはどうしたらいいの？

お住まいの地域を担当する地域包括支援センターや、市高齢者支援課で手続きができます。

【申請できる方】

ご家族・ご親族・後見人 等

【申請に必要なもの】

- ① 事前登録届
- ② 登録対象者の写真（顔のみ1枚・全身1枚）



様式は、市ホームページからダウンロードできます



岩国市地域包括支援センター



お住まいの地域	電話番号	所在地
麻里布・東・装港・柱島・小瀬	24-3781	室の木町3丁目1-11
川下・愛宕	34-1577	牛野谷町2丁目12-38
岩国・平田・藤河・御庄 師木野・北河内・南河内	24-3700	室の木町3丁目1-11
灘・通津	34-1313	藤生町1丁目17-26
由宇	63-3113	由宇町中央1丁目10-11
周東	84-3615	周東町下久原1208番地1
玖珂	82-0368	玖珂町4933-2
錦・美川・美和・本郷	71-0055	錦町広瀬1067-1